

第1節 放射性物質及び原子力災害予防対策

1 総 則

(1) 計画の目的

本町は、中国電力株式会社（島根原子力発電所）から約50km（町役場庁舎）の位置にある。

原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、原子力災害（島根原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

(2) 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（平成25年6月改訂）」（以下、「原子力災害対策指針」という。）を十分に尊重する。

また、原子力災害対策指針において、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）が定められたことから、鳥取県においては、県内の原子力防災体制を再構築の上、島根県地域防災計画との整合を図りながら県計画を全面修正しており、本町においても、県原子力災害対策編との整合を図るものとする。

(3) 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

鳥取県と隣接する島根県に、島根原子力発電所が所在しており、本町（役場庁舎）からは約50kmの距離に位置している。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとなっている。

本町においては、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力施設から概ね半径5km圏）や緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね30km圏）には含まれていない。

島根原子力発電所から概ね30km圏（UPZ）内に位置する鳥取県内の区域は、境港市の全域ならびに米子市の一部（概ね30km圏内で米子市地域防災計画に定める区域）となっている。

事業者名	中国電力株式会社		
発電所名	島根原子力発電所		
所在地	島根県松江市鹿島町片匂 654-1		
発電機出力及び原子炉形式	1号機	46万kW	沸とう水型軽水炉
	2号機	82万kW	沸とう水型軽水炉

2 原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

(1) 防災体制の整備

① 通信連絡体制の整備

町は、鳥取県災害対策本部、島根県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における町防災行政無線、CATV及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

② 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的の実施する。

(2) 防災知識の普及等

① 放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) その他必要と認める事項に関すること

② 原子力災害に関する防災知識の普及

(ア) 防災広報

町は、国、島根県、鳥取県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

- a 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- b 原子力災害とその特性に関すること
- c 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- d 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- e その他必要と認める事項に関すること

(イ) 防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

③ 住民相談体制の整備

町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するため、県及び関係機関と連携し体制整備を図る。

第2節 放射性物質及び原子力災害応急対策

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するため、町及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急・復旧対策について定める。

1 活動体制

原子力発電所における事故を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合、または知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部が設置されることになっている。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

2 特定事象等発生情報等の連絡

島根原子力発電所に関し、特定事象の基準に達しない異常情報、特定事象発生情報、県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡、原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報・被害情報等の連絡は、県が特に必要と認めた場合に、本町に連絡が入ることになっている。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うこととなっている。

本町（役場庁舎）から島根原子力発電所までの距離は約50kmとなっており、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね30km圏）には含まれていないが、国から鳥取県ならびに本町に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して必要な指示を行う。

(1) 住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の鳥取県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

① 原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うこととなっている。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

- (イ) 町防災行政無線による広報
 (ウ) 広報車などによる広報
 (エ) 学校、保育園、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示
 (オ) バス事業者の車内放送等による乗客へ周知
- ② 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先（行政区域外へ避難する場合には、徳島県内の自治体）の指定を行ったうえで、住民を屋内退避又は避難させる。屋内退避指示の段階においては鳥取県広域住民避難計画に従い、交通渋滞等の混乱の発生を防止するために避難指示に従った避難の遵守を住民に求める。
- ③ 町及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を、関係市町村と連携して策定する広域避難計画において定めておくものとする。
- ④ 現在、30km 圏外の自治体の避難については国の指針においては言及がなく、避難する時期や方法を町村が判断することは困難である。また町村ごとに避難の時期を判断すると渋滞などによる避難の停滞が生じ、被ばくの危険性が増加する可能性がある。以上のような観点から広域避難計画については30km 圏外の自治体に対する国の考え方が示された後に関係する自治体と協議のうえ定めるものとする。

4 P A Z 圏内避難者・U P Z 圏内避難者の受入れ

(1) 県広域住民避難計画による避難の形態

鳥取県広域住民避難計画では、P A Z（原子力施設から概ね半径 5km 圏）避難に続いて、あるいはP A Z 避難と同時に、国のU P Z（原子力施設から概ね 30km 圏）避難指示が出された場合、U P Z 避難を開始することになっている。

県広域住民避難計画による避難の形態は以下の通りとなっている。本町をはじめ日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町の避難受入数は、島根県（緊急受入れ）〔島根県のU P Z 圏内の住民が対象〕の住民の避難者約 1.0 万人となっている。

避難元	鳥取県内避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約 3.6 万人
米子市の一部	鳥取市、倉吉市、東伯郡	約 3.7 万人
島根県（緊急受入れ） 〔島根県のU P Z 圏内の 住民が対象〕	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、 江府町、日野町、日南町	約 1.0 万人
	若桜町、智頭町	約 0.5 万人

資料：鳥取県広域住民避難計画

(2) 避難実施の考え方

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護対策として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を実施する。避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難の停滞が発生することによる住民の被ばくの危険性を防止する。

本町における避難者の受入れについては、島根原子力発電所からUPZ圏内の島根県の一部住民の避難を、国原子力災害対策本部の決定による避難指示ならびに鳥取県からの要請により、町内のより以遠の地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行うものとする。

(3) 避難誘導

乳幼児など18歳未満の者及び妊婦とその家族は、優先的に避難する。また、災害時要援護者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。避難誘導の詳細については、関係市町村と調整の上、別途定める広域避難計画によるものとする。

(4) 町及び県の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、避難に関する役割は以下の通り。

機関名	事務又は業務
鳥取県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県内における原子力災害に関する総合調整 2. 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） 3. 一時集結所から避難所までの住民の輸送 4. 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） 5. 一時集結所から避難所までのルート決定 6. 広域避難所運営の統轄 7. 広域避難所（県営）の指定 8. 広域避難所（県営）の開設、運営 9. 住民の避難（広域輸送） 10. 緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11. 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 13. 広報、情報伝達 14. その他必要な措置
米子市及び境港市 以外の市町村 （避難住民受入市 町村）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 米子市、境港市への支援 2. 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 3. 境港市役所の移転への支援 4. 避難手段（市町村バス等）の提供協力 5. 避難誘導等に対する職員の動員 6. 緊急時モニタリングの支援

機関名	事務又は業務
	7. 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 8. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 9. 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供

5 緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

6 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、町防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- ① 事故の概要
- ② 災害の現況
- ③ 町、県及び防災関係機関の対策状況
- ④ 住民のとるべき措置及び注意事項
- ⑤ その他必要と認める事項

(2) 住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

7 風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、町内産農林水産物や町内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

8 災害復旧対策

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

(1) モニタリング情報の周知等

① モニタリング情報の周知

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し町防災行政無線、CATV、ホームページ、広報紙等により公表・周知を図る。

② 放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業に協力する。

(2) 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

① 風評被害等の影響の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

② 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。